

## 弥富市立小中学校適正規模検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 児童生徒数の減少に伴い弥富市立小中学校（以下「学校」という。）の小規模化が進行していく中で、学校生活、学校運営等に関する諸問題を調査し、学校の適正規模について検討するため、弥富市立小中学校適正規模検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方と適正化に向けた具体的な方策について検討し、市長に提言する。

### (委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 地域団体代表 2人以内
- (3) 保護者代表 2人以内
- (4) 学校関係者 2人以内
- (5) その他（公募） 2人以内

### (任期)

第4条 委員の任期は、原則として市長に提言するまでとする。

### (組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

### (実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行する。